

福山市教育委員会の交際費支出基準

1 目的

市教育行政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的として、交際費について、支出基準を定めることにより、公正な執行を図るものとする。

2 支出の相手方

交際費は、福山市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの、市教育行政について顕著な功績があったもの、その他教育長が特に必要と認めるもので、社会通念上妥当と認められるものに対して支出するものとする。

ただし、市職員は除く。

3 支出区分

交際費の支出区分、理由・目的、支出内容及び支出基準額については次のとおりとする。

支出区分	理由・目的	支出内容	支出基準額
慶弔費	香料	市教育行政関係者及びその親族の葬祭に対する香料、供花等に係る支出	別紙附表による
	供物		
	祝金等	市教育行政関係団体等の総会若しくは市教育行政関係者の慶事等に対するお祝い、会合出席等に係る支出又は全国大会出場等に対する激励又は餞別等に係る支出	10,000 円以内で相当と認められる額
見舞金		市教育行政関係者の病気等に対する見舞金等に係る支出	10,000 円以内で相当と認められる額
接遇費	懇談会費	市教育行政の運営に資するための懇談会等に要する費用の支出	10,000 円以内で相当と認められる額 (出席者 1 人当たりの金額)
	記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は相手方訪問時の手土産をはじめ交際上必要な贈呈品の購入等に係る支出	単価 10,000 円以内で相当と認められる額
	会費	会費を必要とする会合等への参加等に係る支出	会合出席に要する費用等について定められた額

その他	名刺, あいさつ状等の印刷等に係る支出, その他市教育行政の運営上交際費により支出することが適当と認める場合	社会通念上妥当と認められる範囲内で現に必要とする額
-----	--	---------------------------

4 適用日

この基準は, 2016年(平成28年)1月1日以降に支出する交際費について適用する。

香料・供物の支出基準

対象者	対象者との続柄	香料の支出限度額	供 物
元教育長	本人	1 万円	有
教育委員会委員 元教育委員会委員	本人	1 万円	有
市議会議員等（※1） 元市議会議員等	本人	1 万円	※2
市議会議員等	配偶者 一親等親族	5 千円	
その他市教育行政関係者 (特に必要と認められるもの)	本人	1 万円	無
児童生徒 (学校管理下での死去)	本人	5 千円	無

※1 (市政に関係があった公選職のもの)

市議会議員，国会議員，県議会議員，関係市町村長，関係市町村議会議員，関係市町村教育長 等

※2 対象者のうち，特に必要と認められる場合で，支出額は社会通念上妥当と認められる範囲内で必要とする額とする